

2026 年度 輸送の安全に関する公表

2026 年 4 月 1 日
事業者名: 勇北交通株式会社

勇北交通株式会社は、代表取締役以下全社員が一丸となって、輸送の安全確保の為、以下の通り取り組みます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 代表取締役は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全対策の継続的な見直しを行います。
- ② 代表取締役は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策の不断を見直しを行います。
- ③ 全社員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- ④ 車両点検の確実な実施、飲酒運転の防止、健康管理の徹底により、安全運行を確保します。
- ⑤ ヒヤリ・ハット情報の収集・共有を積極的に行い、事故の未然防止に努めます。
- ⑥ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ① 「交通違反件数ゼロの達成」
 - ・法定速度遵守の徹底・横断歩道歩行者優先の徹底
 - ・交差点、横断歩道における歩行者優先の徹底
- ② 「重大事故ゼロ・有責事故ゼロ・軽微事故件数ゼロ」の達成」
 - ・人身事故・物損事故の未然防止
 - ・目視および指差し呼称による確認の徹底
 - ・無理な運転はせず、安全最優先
- ③ 「すべての乗客ハシートベルト着用案内の徹底」
 - ・発車前の案内実施率 100%

・車内人身事故を未然に防止

④ 「車両故障による重大事故の徹底」

- ・運行前・運行後の点検の確実な実施
- ・異常の早期発見と速やかな対応

⑤ 「飲酒運転防止・健康起因による事故防止の徹底」

- ・点呼時アルコールチェック 100%実施
- ・体調管理の徹底(睡眠不足・体調不良の把握)

⑥ 「ヒヤリ・ハット報告の推進」

- ・月一件以上の報告
- ・情報共有による事故防止

3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計情報

	重大事故		有責事故		事故内容
	目標	実績	目標	実績	
2021年度	0件	0件	0件	2件	物損2件
2022年度	0件	0件	0件	2件	物損2件
2023年度	0件	0件	0件	1件	物損1件
2024年度	0件	0件	0件	1件	物損1件
2025年度	0件	0件	0件	2件	物損2件

4.輸送の安全に関する重点施

- ① 全社員が関係法令・安全管理規定を守り、安全輸送を最優先します。
- ② 安全輸送への必要な支出を積極的・効率的に行います。
- ③ 全社員が必要な情報を共有できる連絡体制を確立します。
- ④ 社内教育、外部機関の安全運転講習会等の積極参加を計画的に実行します。

5.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする処置

- ・適正化事業実施機関による巡回指導

- ・貸切バス安全性評価認定制度の上位認定
- ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査の実施
- ・脳ドック(MRI)の実施

6.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

- ① 情報の連絡体制
 - ・社内トップダウンにおいて伝達します。
- ② 緊急連絡組織図
 - ・事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図による。(別添 1)

7.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・乗務員教育(年 12 回に分けて実施)
- ・雪山訓練・坂道走行訓練(2 月)
- ・救命救急講習の参加 (3 月)
- ・車両火災、事故避難訓練の実施 (3 月)

8.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

- ・ 内部監査は毎年 3 月に行っており、安全計画に沿った取り組みが出来ているかどうかを、代表者または安全統括管理者が「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」により実施した。その結果、乗務員への指導や点呼の実施等について確実に実施されていることを確認しました。

実施後は、トップ以下管理者が事故防止について意見交換を行い 次年度への安全マネジメントへ反映させるとともに、内部監査を継続し輸送の安全の確保に引き続き取り組みます。

9.道路運送法 第 22 条の 2 第 2 項 第 4 号に規定する安全統括管理者に係る情報

- ・ 安全統括管理者 渡邊 恵一

10.安全管理規定(別添 3)

(別添 1)

(別添 2)

・運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報

営業所	事業者 団体への 加入状 況	貸切バス 事業者安 全性評価 認定制度	運 転 者 情 報				運行管理 者数	運行管 理補助 者数	整備管理 者数	整備管 理補助 者数
			正規雇用	正規雇用 以外	合計	平均勤 続年数				
貸切本社	日本バス 協会	★★★	12	0	12	6年7 ヶ月	4(新営 業所 含む)	2	2(新営 業所 含む)	0

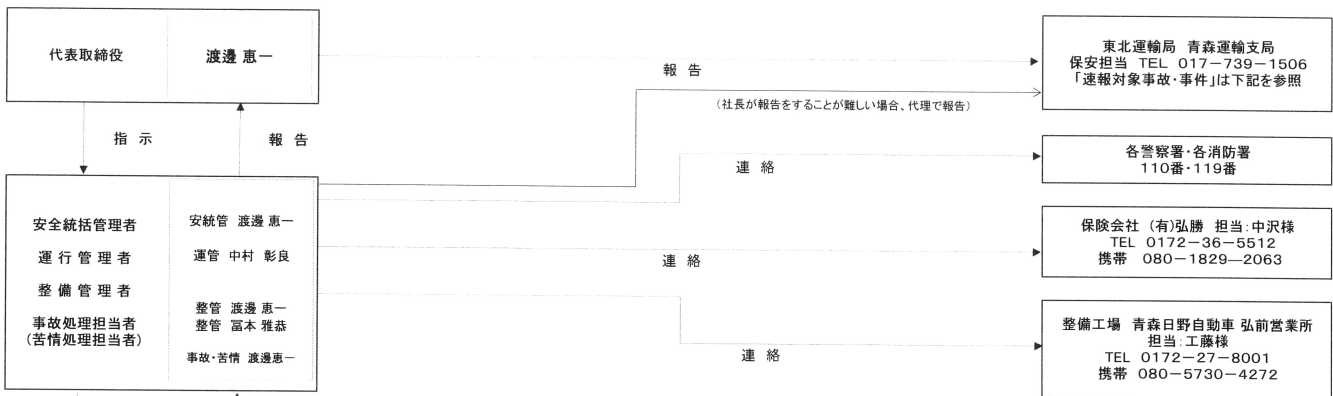
・車両に関わる情報

営業所	事業者 団体への 加入状 況	貸切バス 事業者安 全性評価 認定制度	車 両 情 報											
			車 種	車 両 数	年 式		平 均 車 齢	ドライブレコー ダー		デジタル式運行 記録計		ASV		主な運 行の形 態
					最古	最新		搭載 車両 数	搭載率	搭載 車両 数	搭載率	搭 載 車 両 数	搭 載 率	
貸切 本社	日本バス協会	★★★	大型	14	平成 9年	令和 6年	14	14	100%	14	100%	7	50%	観光輸送
			中型	1	平成 8年	平成 8年	29	1	100%	1	100%	0	100%	観光輸送
			小型	2	平成 19年	令和 5年	10	2	100%	2	100%	1	50%	学校輸送

(別添 1)

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

勇北交通株式会社
 青森県青森市浪岡大字高屋敷字安田28-1
 TEL 0172-88-7307



■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
 運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

東北運輸局 青森運輸支局
 検査整備保安担当 TEL 017-739-1506
 携帯電話 TEL 090-7339-2914
 輸送監査部門担当 TEL 017-739-1502

東北運輸局 自動車技術安全部
 保安・環境調整官 TEL 022-299-8855
 携帯電話 TEL 090-7065-7852

「速報対象事故・事件」

- ・重大事故
- ・特定重大事件
- ・重大事件
- ・消費者重大事故等

ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
 イアに該当する事故を発生させるおそれがある事故 (自動車が転覆し、
 転落し、火災を起こし、又は鉄道車両 (軌道車両を含む。) と衝突し、
 若しくは接触したものであって、乗客が乗車中のもの)

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に10名以上の負傷者 (重傷、軽傷を問わない) を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
 (例: 事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者 (重傷、軽傷を問わない) を生じた事故
- 転落し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- 酒気帯び運転 (一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
- 自然災害に起因する可能性のある事故
- その他社会的影響が大きいと認める事故

(例: 事故に関し、報道機関による報道があつたときは取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆発又はこれに類するもの爆発、
 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて
 社会的影響が特に大きいと認めるもの (例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

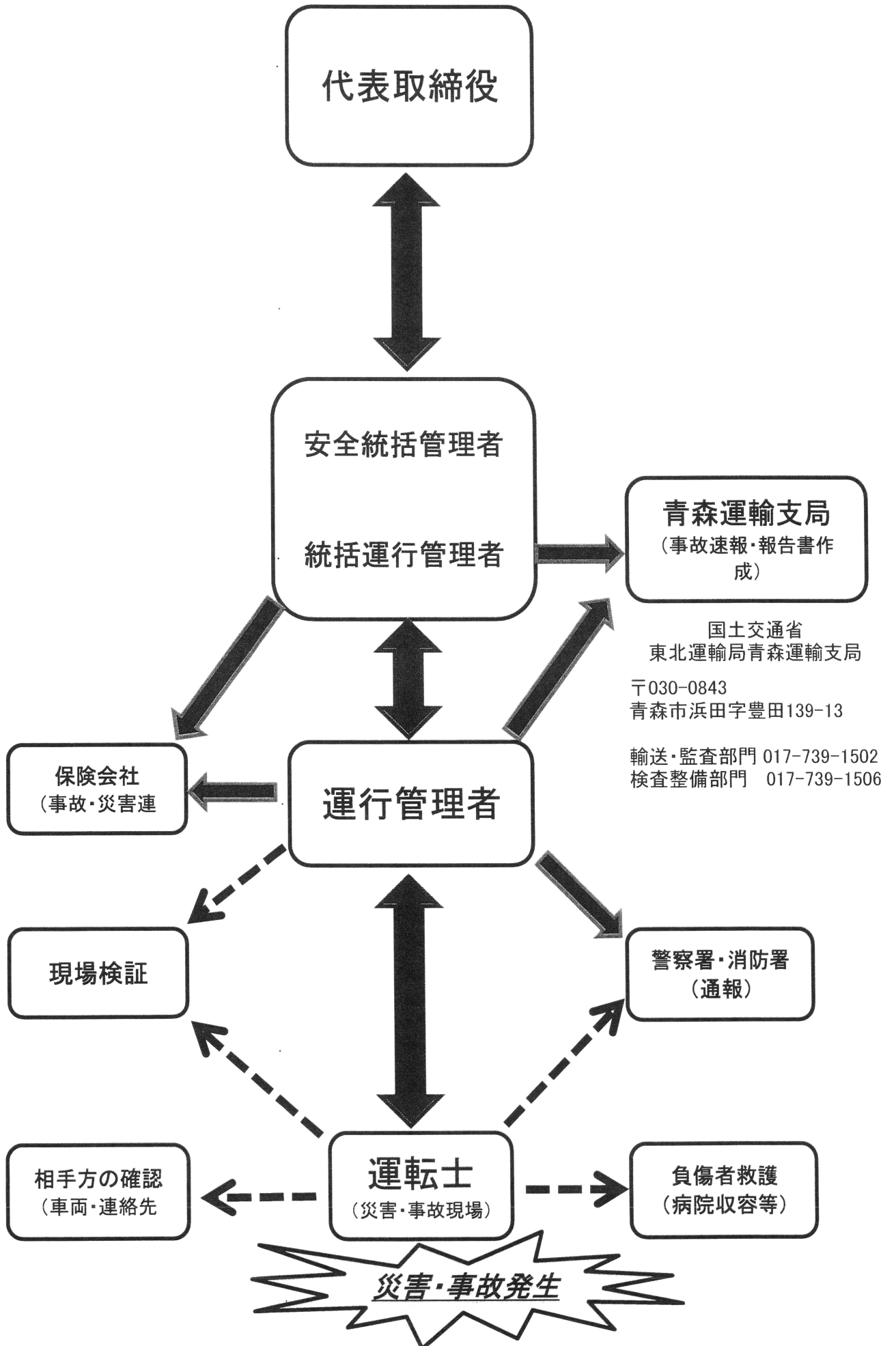
ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの (例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為

勇北交通株式会社 災害・事故 非常連絡体制



(別添 3)

勇北交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条及び第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 社員一人一人が密接に協力し、全社員一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行

わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、全社員を統括し、指導監督を行う。
- 3 整備管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、全社員を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研

修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。